

## 大船渡市電子入札実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、別に定めるもののほか、大船渡市が発注する市営建設工事に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に関する手続を電子入札システムにより行う場合において、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し、入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務を行うための電子情報処理組織をいう。
- (2) 入札情報公開システム 発注、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用する方法により執行する入札をいう。
- (4) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (5) ICカード 一般財団法人日本建設情報総合センターから提供される電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (6) 工事費内訳書 入札に当たり、入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにした積算資料から、主要項目を抜粋したものをいう。（以下「内訳書」という。）
- (7) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値（くじ番号）を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。

### (対象)

第3 電子入札の対象は、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札
- (2) 指名競争入札

### (利用者登録)

第4 電子入札により入札を行おうとする者は、あらかじめ電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

### (案件登録)

第5 契約検査室次長は、電子入札を行う案件について、電子入札システムにより案件登録を行うものとする。

2 契約検査室次長は、電子入札の対象案件とした場合には、入札公告等においてその旨明記するものとする。

### (質問及び回答)

第6 設計図書に関する質問は、公告等に定める期間内において、原則、電子入札システ

ムを通じて行うものとし、回答については入札情報公開システムに掲載するものとする。

(入札参加の申込み)

第7 第3第1号の入札方式に係る入札参加申請は、原則として電子入札システムにより受け付けるものとする。ただし、提出する添付資料の容量が圧縮後において3MBを超える場合には、添付資料を持参又は郵送により提出することができるものとする。

(入札書)

第8 契約検査室次長は、電子入札による場合には、入札参加者に、入札金額その他所定の情報を電子入札システムに入力することにより作成した入札書を提出させるものとする。

2 入札書は、入札金額その他所定の情報が契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなす。

3 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等の提出について準用する。

(提出書類)

第9 契約検査室次長は、入札参加者に対し、電子入札システムにより、作成した内訳書等を入札書に添付するよう求めることができる。

(紙入札)

第10 電子入札においては、原則として紙入札は認めないものとする。ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、契約検査室次長があらかじめ承諾した場合にはこの限りでない。

2 紙入札での参加を認める基準その他詳細の手続きは 別途定める。

(開札)

第11 契約検査室次長は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。

2 契約検査室次長は、内訳書の提出を求めた場合には、開札に先立ち内訳書の確認を行うものとする。

3 契約検査室次長は、止むを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができる。

(入札執行回数)

第12 入札執行回数は、再度入札を含めて3回を限度とする。

(落札者等の決定)

第13 契約検査室次長は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者及び落札候補者を決定する。

3 前項に基づく電子くじの手続が困難な場合には、別に契約検査室次長が指定する場所

及び日時においてくじ引により決定する。

(落札決定の保留)

第 14 事後審査において、落札候補者の資格審査をするとき等必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合、契約検査室次長は、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

2 落札決定を保留したのちに落札者を決定したときは、第 13 第 1 項の規定によるものとする。

(入札の無効)

第 15 電子入札による場合には、電子入札心得等の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 開札日まで有効な IC カードを有しない者のした入札
- (2) 契約検査室次長の承諾を得ないで紙入札をした場合
- (3) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした場合
- (4) 入札参加者又は第三者が不正な手段により改ざんした入札書が提出された場合
- (5) その他電子入札に関する条件に違反して入札した場合

(障害時の対応)

第 16 契約検査室次長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、入札締切日時及び開札日時の変更又は紙入札への変更等、必要な処置を講ずるものとする。

(入札参加者の IC カードの取扱い)

第 17 電子入札システムを利用することができる IC カードは、市営建設工事入札参加者資格者要綱（昭和 53 年 5 月 10 日告示 21 号）による入札参加資格者（以下「資格者」という。）又は資格者から入札及び契約権限について委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）の IC カードに限るものとする。

ただし、資格者又は受任者の IC カードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、大船渡市電子入札運用基準 8 の定めによるものとする。

2 電子入札においては、復代理人による入札は認めないものとする。

3 第 1 項の委任期間は、要綱等に基づく名簿の有効期間を限度とする。ただし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、書面による変更の届出を行わなければならない。

4 特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）における入札可能な IC カードは、特定 JV の代表者又は当該代表者から第 1 項の規定に基づき委任された者の IC カードとする。

また、特定 JV の応札にあたっては、特定 JV の構成員から代表者に対する入札及び

見積に関する権限についての個別の案件ごとに委任状の提出を求めるものとする。ただし、第1項の規定に基づく受任者が特定JVを結成している場合には、特定JVの構成員から、代表者である受任者に対する入札及び見積に関する権限についての委任状であっても、これを認めるものとする。

5 入札参加者がICカードを次の方法により不正使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないこととする。当該入札者の落札後に不正使用したことが判明した場合には、落札決定を取り消しのうえ、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除するものとする。なお、この場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

- (1) 他者のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合
- (2) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加又は参加しようとした場合
- (3) 同一案件に対して、複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合
- (4) その他不正の目的をもってICカードを使用した場合  
(その他)

第18 この要領に定めのない事項については、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年1月6日から施行する。